

令和 6 年 2 月 9 日現在

第 2 回科学技術振興機構債券 債券内容説明書

国立研究開発法人科学技術振興機構

1. 本債券内容説明書（以下「本説明書」という。）において記載する第2回科学技術振興機構債券（以下「本債券」という。）は、国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成14年法律第158号）第33条第1項の規定に基づき、文部科学大臣の認可を受けて、国立研究開発法人科学技術振興機構（別途定義する場合を除き、以下「本機構」という。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券（財投機関債）です。
3. 本債券については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第3条が適用されることから、同法第2章の規定は適用されず、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は必要とされません。
本説明書は、本債券に対する投資家の投資判断に資するために、本機構の業務、財務の内容等について本機構が任意に作成したものであり、金融商品取引法第13条第1項の規定に基づく届出目論見書ではありません。
4. 本機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第37条及び国立研究開発法人科学技術振興機構に関する省令（平成15年文部科学省令第47号）第10条の規定に基づき、「独立行政法人会計基準」（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会）に準拠して作成されています。なお、本説明書の「第二部 法人情報」中の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定は適用されないため、同項に規定される監査証明は受けておりません。
5. 本機構の事業年度は、毎年4月1日に開始し翌年3月31日に終了します。本説明書中において、例えば「令和4年度」とは、令和4年4月1日に開始し令和5年3月31日に終了する事業年度をいい、その他の表記もその例にならいます。
6. 本説明書は、本機構本部（埼玉県川口市本町四丁目1番8号）に備え置き閲覧に供するとともに、本機構ホームページ(<https://www.jst.go.jp/all/about/bond/index.html>)にも掲載します。

本説明書に関する連絡先

埼玉県川口市本町四丁目1番8号

国立研究開発法人科学技術振興機構 経理部経理課

目 次

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	2
1 新規発行債券	2
2 債券の引受け及び債券に関する事務	5
3 新規発行による手取金の使途	5
第二部 法人情報	6
第1 法人の概況	7
1 主要な経営指標等の推移	7
2 沿革	8
3 事業の内容	8
4 関係会社の状況	26
5 職員の状況	27
第2 事業の状況	28
1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	28
2 サステナビリティに関する考え方及び取組	50
3 事業等のリスク	53
4 経営上の重要な契約等	55
5 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	55
第3 設備の状況	58
1 設備投資等の概要	58
2 主要な設備の状況	58
3 設備の新設、除却等の計画	58
第4 法人の状況	59
1 資本金の状況	59
2 役員の状況	59
3 ガバナンスの状況	61
第5 経理の状況	65
1 科学技術振興機構の財務諸表	65
2 令和4年度財務諸表	67
3 令和3年度財務諸表	252
第6 法人の参考情報	401
1 第5期中長期目標・中長期計画	401
2 主な関係法令ホームページアドレス	485

第一部 証 券 情 報

第1 募集要項

1 新規発行債券

銘 柄	第2回科学技術振興機構債券		
記名・無記名の別	一	発 行 価 額 の 総 額	金 20,000,000,000 円
各 債 券 の 金 額	金 1,000 万円	申 込 期 間	令和 6 年 2 月 9 日
発 行 価 格	各債券の金額 100 円につき 金 100 円	申 込 証 抱 金	各債券の金額 100 円につき金 100 円と し、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
利 率	年 0.215%	払 込 期 日	令和 6 年 2 月 20 日
利 払 日	毎年 2 月 20 日及び 8 月 20 日	申 込 取 扱 場 所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償 還 期 限	令和 8 年 2 月 20 日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
募 集 の 方 法	一般募集		
利 息 支 払 の 方 法	<p>利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までつけ、令和6年8月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年2月20日及び8月20日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年の日割でもってこれを計算する。計算の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(4) 債還期日後は、利息をつけない。ただし、債還期日に本債券の償還を怠った場合には、債還期日の翌日から実際に当該償還が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の日割をもって計算する。</p> <p>(5) 本債券の利息は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）及び別記「振替機関」欄記載の振替機関（以下「振替機関」という。）の業務規程その他の規則（以下「業務規程等」という。）に従って支払われる。</p>		
償 還 の 方 法	<p>1. 債還金額 各債券の金額100円につき金100円</p> <p>2. 債還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、令和8年2月20日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 債還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降、振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の振替機関が定める規則等で別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>(4) 本債券の元金は、社債等振替法及び業務規程等に従って支払われる。</p>		
担 保	本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成 14 年法律第 158 号。以下「機構法」という。）の定めるところにより、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「本機構」という。）の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担 保 提 供 制	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	そ の 他 の 条 項	該当事項なし	

摘要	<p>1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付 本債券について、本機構は株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）からAA+の信用格付を令和6年2月9日付で取得している。 R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。 R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。 利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まるとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。 一般に投資に当たって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。 本債券の申込期間中に本債券に関するR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ (https://www.r-i.co.jp/rating/index.html) の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。 R&I:電話番号03-6273-7471</p> <p>2. 社債等振替法の適用 本債券は、社債等振替法の規定の適用を受けるものとし、同法第120条で準用する同法第67条第1項の規定により本債券の券面は発行しない。</p> <p>3. 事務の受託会社 (1) 機構法第33条第4項に基づく本債券の事務の受託会社（以下「受託会社」という。）は、株式会社三井住友銀行とする。 (2) 受託会社は、本債権者のために本債券に基づく債権の弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 (3) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）各項のほか、法令及び本機構と受託会社との間の令和6年2月9日付第2回科学技術振興機構債券事務委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。</p> <p>4. 期限の利益喪失事由 本債券の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 本機構が別記「償還の方法」欄第2項第(1)号及び第(2)号の規定に違背したとき。 (2) 本機構が別記「利息支払の方法」欄第(1)号乃至第(3)号の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。 (3) 本機構が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務についての期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は本機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して本機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。 (4) 法令により、本債券の償還期日前に本機構が解散することが決定され、かつ、本債券の債務が承継されないことが明らかとなったとき。 (5) 法令若しくは裁判所の決定により、本機構又は本機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。</p> <p>5. 期限の利益喪失の公告 前項の規定により期限の利益を喪失した場合は、本機構又は受託会社はただちにその旨を本</p>
----	--

	<p>「摘要」欄第6項に定める方法により公告する。</p> <p>6. 公告の方法</p> <p>本機構又は受託会社は、本債券に関し、本債権者に通知する場合は、法令又は委託契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、受託会社が、本債権者のために必要でないと認め、その旨を本機構に通知したときは、官報又は新聞紙への掲載を省略することができる。</p> <p>7. 債券原簿の公示</p> <p>本機構は、本機構の本部内に本債券の債券原簿を備え置き、その業務時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>8. 本要項及び委託契約の公示</p> <p>本要項及び委託契約の謄本は本機構の本部内及び受託会社の本店で、その業務時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>9. 本要項の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本機構は、本債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議のうえ、本要項を変更することができる。 (2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、本機構はその内容を公告する。ただし、本機構が受託会社と協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。 <p>10. 本債券の債権者集会</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項につき決議することができる。 (2) 債権者集会は、本機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の少なくとも3週間前までに債権者集会を開く旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。 (3) 債権者集会は、東京都において行う。 (4) 本債券の総額（償還済みの額を除く。又、本機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債権者は、その保有する本債券の額を証明する書面並びに債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。 (5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。 (6) 前号の規定にかかわらず、本機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。 (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本「摘要」欄において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。 (8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を生じない。 <ul style="list-style-type: none"> ①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに反するとき ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき ③決議が著しく不公正であるとき ④決議が本債権者の一般の利益に反するとき (9) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。本機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、本機構又は受託会社が定めるところに従い、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。 (10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対して効力を有する。 (11) 本項に定めるほか、債権者集会の手続の細則については、本機構と受託会社が協議してこれを定め公告する。 <p>11. 発行代理人及び支払代理人</p> <p>業務規程等に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三井住友銀行においてこれを取り扱う。</p>
--	--

2 債券の引受け及び債券に関する事務

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受け	三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 9 番 2 号	百万円 8,000	1. 引受人は本債券の全額につき、連帶して買取引受けを行う。 2. 本債券の引受手数料は各債券の金額 100 円につき金 12.5 銭とする。
	野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号	6,000	
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	6,000	
	計	—	20,000	
債券に関する事務	事務の受託会社の名称	住 所		
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号		

3 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
20,000,000,000 円	29,860,400 円	19,970,139,600 円

(2) 手取金の使途

上記の差引手取概算額 19,970,139,600 円は、本債券の払込期日に、助成資金運用（国立研究開発法人科学技術振興機構法第 23 条第 1 項第 6 号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第 2 項に規定する業務に係る勘定に属する資金の運用）に係る業務に必要な資金に充当する。